

令和2年3月24日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

建設産業常任委員会
委員長 安部 芳英

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第12号議案 宗像市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について

本市における公園の整備が一定水準に達していること及び小規模な公園等の管理に係る負担増大が懸念されることから、小規模な公園等の新たな設置を抑制するため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 開発に伴う公園設置基準の面積の最低限度を0.3 ha から1 ha に緩和し、小規模な公園等の新たな設置を抑制する。
- 2 都市公園法で定める住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡以上を満たしていることから、本市における公園整備は一定水準に達していると判断している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第13号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

福岡広域都市計画地区計画（日の里東地区地区計画）の決定に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 周辺環境との調和を前提に、緑豊かな近隣公園と隣接する教育施設を生かしつつ、持続可能な中層住宅地として、良好な住環境を維持増進する土地利用の促進を図る目的で定めた日の里東地区地区計画の実効性を高めるため、条例を改正するものである。
- 2 当該地区地区整備計画区域を教育施設地区、沿道業務地区、低層住宅地区の3つに区分し、建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度の制限を定める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 14 号議案 権利の放棄について

特定空家等略式代執行等費用について権利を放棄するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成 28 年 10 月に神湊 1 2 4 1 番地 3 において実施した特定空家等の解体等に係る略式代執行等費用については、所有者が不存在であることから相続財産管理人による土地の売却等財産の整理、清算を行い、費用の一部を回収したが、残り 2 3 4 万 9, 2 7 0 円は回収の見込みがないため権利を放棄する。
- 2 本市が特定空家に認定しているものは全部で 6 件あり、そのうち 5 件が今回をもって完了する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 15 号議案 宗像市営住宅管理条例の一部を改正する条例について**第 16 号議案 宗像市一般住宅管理条例の一部を改正する条例について**

この 2 議案は、民法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

民法改正において、法定利率を現行の 5 % から 3 % に引き下げた上で、今後は市中の金利動向に合わせて変動する制度が導入されたことに伴い、市営住宅、一般住宅の家賃に係る損害金の率を年 5 % から法定利率に改める。また、賃借人の現状回復義務、敷金の定義、連帯保証人の廃止についても条例の整理を行うものである。

〔第 15 号議案〕**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第 16 号議案〕**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 17 号議案 市道路線の認定について

道路法の規定に基づき市道路線の認定について、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 須恵 8 7 号線、須恵 8 8 号線、大井 3 7 号線、大井 3 8 号線、田久 6 1 号線、原町 1 3 号線、原町 1 4 号線、原町 1 5 号線
宅地開発に伴い、整備された道路を引き取り市道路線として認定する。
- 2 土穴 6 3 号線
生活道路として利用されている里道を市道路線として認定する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 18 号議案 市道路線の変更について

道路法の規定に基づき市道路線の変更について、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 田久 1 号線
市道の一部が県道と重複していることに伴い、起点を変更する。
- 2 皐月 2 号線、皐月 1 0 号線
道の駅むなかたの駐車場整備に伴い、それぞれ終点及び起点を変更する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 19 号議案 市道路線の廃止について

道路法の規定に基づき市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 光星原 1 0 号線
県の整備に伴い、県道岡垣玄海線に移管したため廃止する。
- 2 皐月 1 2 号線
道の駅むなかたの駐車場整備に伴い、駐車場の一部になったため廃止する。
- 3 武丸 1 0 4 8 号線、武丸 1 0 4 9 号線
現地調査を行った結果、現況に合わせて廃止する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 20 号議案 宗像市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

地方自治法の条項が追加や削除されることによる準用条項のずれに対応する改正である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。